



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2022/11/21

NO.490 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

裏面もご覧ください

**11月なんでも相談会**  
**日時** 11月24日(木) 午後2時から  
**場所** 民商事務所

**大腸がん検診を受けられた方へ**  
 14日、15日に大腸がん検診を受けた方への検査結果については、検査機関からの結果が届き次第お届けします。なお、検診代は共済加入者は無料、共済未加入者は550円となりますので、今月または来月の会費と一緒にお願いいたします。

## 村上市へ要望書提出 副市長「いずれも重要な要望である。担当課に伝えて早急に回答したい」

15日、豪雨被害に遭った飲食業会員2名、村上市稲葉議員、竹内会長が参加し、村上市へ「豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴った支援拡充等について」の下記6項目の要望書を提出、副市長、地域経済振興課長が対応しました。

- 1、豪雨災害に遭った市民の国民健康保険税等を減免するとともに、床上浸水 50 cm以上の「中規模半壊」以上だけでなく、床下浸水及び床上浸水 50 cm未満の「半壊」以下も減免の対象としてください。
- 2、新潟県被災中小企業等再建支援事業について、現金で支払った場合でも申請可能にすること、固定資産台帳未計上の備品等の購入でも補助対象とすること、申請の簡略化を強く県に要請してください。
- 3、新型コロナウイルス感染症について、療養期間中は、商売を休業せざるを得ない状況でその間の収入はありません。国保へ加入している個人事業主へも傷病手当金の支給を受けられるようにしてください。
- 4、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰で景気が急激に悪化しています。低所得者ほど負担が重い消費税は5%に引き下げること、市として早期に国に働きかけて下さい。



要望書を副市長に手渡す竹内会長(左)

5、政府は健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化しようとしています。取得することで、その管理や紛失のリスク、個人情報への流出が考えられます。政府には、速やかな見直しをすることを要求してください。

6、豪雨災害から3か月以上経過した今も JR 米坂線の復旧の見通しはなく、周辺住民の生活路線で通学に必要。JR 米坂線発着駅の坂町駅周辺の飲食業者は、観光業、商工業にも影響を及ぼしかねません。JR 米坂線の日も早い運行の復旧を国に要請してください。

**過払い金の相談も受付しています**  
**12月の無料法律相談**  
**日時** 12月13日(火) 午前10時30分  
**会場** 村上民商事務所  
**弁護士** 新潟中央法律事務所  
 小淵真理子弁護士  
 ※相談受付締め切り 12月9日(金)  
 ☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～  
会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

2022/11/21

NO.490 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

## 村上市エネルギー価格高騰緊急経済対策支援金 (第2弾)

村上市(ホームページより一部抜粋)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、原油価格の高騰により燃油(ガソリン・軽油・灯油・重油)、電気・ガスなどのコスト増加の影響を大きく受けた事業者に対して支援金を給付します。

### 対象者の要件

支援金を受けることができるのは、市内に事業所を有する法人、個人および会社以外の法人など

### 対象経費

令和4年7月から9月までの3か月間に市内の事業所で使用したエネルギー料金

**対象条件** 対象経費が20万円以上であること

**支援金額** 対象経費の10%以内 上限額:50万円

### 受付期間

令和4年11月15日から令和5年1月31日まで

### 申請方法

窓口への提出、郵送のいずれかの方法で提出してください

**提出先** 窓口:村上市役所3階 地域経済振興課

郵送:〒958-8501 村上市三之町1番1号

村上市 地域経済振興課 宛

## 村上市省エネ家電製品普及促進事業補助金

村上市(ホームページより一部抜粋)

村上市では、原料価格高騰に起因した電気・ガスなどエネルギー価格の高騰により一般家庭の負担が増加していることを踏まえ、省エネ性能に優れた家電への買替えを促進するため、補助金を交付します。

**対象家電** 令和4年8月1日以降に買替えた

(1)エアコン (2)冷蔵庫、冷凍庫 (3)テレビ (4)LED照明器具のうち  
省エネ基準達成率100%以上の機種(中古品は除く)

**対象者** 自ら居住する住宅に対象家電を設置する ※事業所などへの設置は対象外

**補助額** 補助率:対象家電購入合計額(設置工事費、消費税含む)の5分の1

補助上限額:(1)市内に本店を有する店舗または事業所 3万円

(2)上記以外の店舗または事業所 1万円

(家電量販店、ネットショップなど)

※(1)、(2)それぞれで購入した場合は、それぞれの事業所区分に応じて

算定した額の合計が補助額となり、補助上限額は3万円となります。

**申請受付期間** 令和4年11月15日(火曜日)から 令和5年2月28日(火曜日)

**申請方法** 市役所環境課または各支所地域振興課窓口へ提出してください。

※郵送での申請は受け付けておりません。

※申請は世帯単位とし、1世帯1回限りです。